

営農活動支援（農地・水・環境保全向上対策）に関する技術検討会
議事要旨

1 日時

平成20年7月28日（月）10:00～11:30

2 場所

農林水産省生産局第2会議室

3 委員名簿

別紙参照

（築地原委員は欠席）

4 結果概要

事務局提出資料を基に意見交換を行い、以下のとおり検討会の取りまとめを行った。

① 化学合成農薬の低減割合の特例について

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会から申請のあった、なし、西洋なしについては3割とする低減割合の特例を、おうとうについては4割とする低減割合の特例を設定する。一方、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会及び岐阜県農地・水・環境保全推進協議会から申請のあったりんごについては、既に5割削減の実例が複数あり、技術的に5割低減の可能性があることから、特例を設定しないこととする。

② 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組について

静岡県農地・水・環境保全向上対策地域協議会から申請のあった、秋期における有機物のすきこみと冬期湛水を組み合わせた取組については、営農活動の対象を秋期における稲わらのすきこみと冬期湛水を組み合わせた取組とし、当該取組による環境負荷低減効果が認められる地域を限った上で、化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組として設定する。

5 各委員からの主な意見

(牧野委員)

りんごについては、提案内容からみて、フェロモン剤の活用、適期防除の徹底、生物農薬の導入などの代替技術の導入が可能と認められるため、5割低減に向けて更なる技術体系の最適化ができるものと考えられる。

他方、なし、西洋なしについては、今までも他の地域で特例を設定してきているところもあり、やはり5割低減は難しいため、3割低減の特例の設定は適当と考えられる。

(中村委員)

なしについては、滋賀県では5割低減の技術体系を作ったものの、安定的な栽培には雨よけ栽培など追加的な技術導入が必要であり、労力やコストなどの面で5割低減を達成するのは難しい状況。

秋期における有機物のすきこみと冬期湛水を組み合わせた取組に関する静岡県からの申請については、窒素濃度が相当程度高い用水が水田に入らないと環境負荷低減効果が発揮されない技術であるため、導入効果が見込まれる地域を明確にしておくことが必要である。また、当然のことながら、当該技術の導入以前に、茶園などにおいて窒素濃度を上げないための栽培努力が重要であると考えられる。

(木村委員)

地下水の水質については、ほ場からの浸透水が地下水に到達するまで相当程度時間を要するため、化学肥料の施用を削減しても直ちに硝酸態窒素濃度が低減するものではないことから、茶園などから地下浸透し、下流域へ流出する硝酸態窒素の濃度を、水田の機能を利用して低減することは重要。また、夏場の水田の水質浄化機能は既に認められているものの、冬期の湛水と秋すきこみを組み合わせたものは例がなく、先進性があると認められる。

また、地球温暖化が問題となる中、温室効果ガスのひとつである水田からのメタンの発生抑制が重要となっているが、用水中の硝酸態窒素濃度が高い水田ではメタン発生が抑えられるというようなデータも示されており、提案は妥当と考える。

ただし、用水中の硝酸態窒素濃度が低い水田ではメタンの発生量が増加するおそれがあることから、当該技術の導入の要件として、用水中の硝酸態窒素の除去が必要な地域に限定することが必要と考える。

(佐々木委員)

冬期湛水は、冬場に凍結するようなどころでは冬期湛水による硝酸態窒素の除去効果はないと考えられるので、こうした観点からも地域限定とすることが必要と考える。

なお、化学肥料や化学合成農薬の低減を進める上で、空中の窒素を固定する能力を持つアズラという植物を活用するという技術がある。おもしろい技術であると考えており、今回の冬期湛水を応用した技術体系にも活用できるのではないか。

—以上—